

3-⑤ 市内外からの議会サポーターの募集

検討趣旨	市内外からの自主的な協力者（議会サポーター）を募集する議会サポーター制度の導入について検討する。
現 状	<p>全国初の議会基本条例を制定（平成18年8月）したとされる北海道栗山町において、議会基本条例の改正により、平成21年から議会サポーター制度を導入した。広く英知を結集して活動をするため、町内外から自主的な協力者（議会サポーター）を募り、その協力を得ることができるというものである。</p> <p>議会活動に賛同してもらえる有識者など、様々なノウハウを持つ者からの相談・助言により、議会活性化の協力を得るもので、議会及び議会事務局の政策形成・立案機能を高め、実施するに至るまでの参考意見として活用するものであるとされている。</p>
参 考	<p>【他都市の状況】</p> <p>○政令市 政令市での実施例はなく、議会基本条例を制定済みの6市の条例においても規定はない。</p> <p>○栗山町 大学教授とシンクタンクの研究員で構成される5名のサポーターが活動している。決まった時期に会議を開く等は行っておらず、不定期で議会に対しての助言を行っている。</p> <p>【根拠法令】</p> <p>○栗山町議会基本条例 第16条 議会及び議会事務局は、広く英知を結集して活動をするため、町内外から自主的な協力者（以下「議会サポーター」という。）を募り、その協力を得ることができる。 2 議会サポーターの氏名は公開し、その協力活動は原則として無償とする。</p>